

議案第23号

東広島市社会教育委員会議規則の一部改正について

東広島市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する

令和5年11月22日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 提案理由

委員の改選後最初に開催される社会教育委員会議の招集権者を明確に定めようとするものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

東広島市社会教育委員会議規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市社会教育委員会議規則（昭和49年教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(会議の招集及び議決の方法)</p> <p>第3条 会議は必要の都度議長が招集する。<u>ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。</u></p>	<p>(会議の招集及び議決の方法)</p> <p>第3条 会議は必要の都度議長が招集する。_____</p>